

専門相談員の質向上へ

福祉用具計画ガイドライン作成

ふくせん

福祉用具専門相談員協会（ふくせん、理事長＝岩正文雄カイクックスウィング社長）は14日、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」をまとめた。用具の選定にあたって根拠となるアセスメントや利用目標の達成状況のモニタリングなど一連の手順や基本的な考え方を示した。計画をどう作るかにとまらせず、計画作成を通じてケアマネジャーや他の専門職とチームで支援ができるよう、福祉用具専門相談員の質向上を図るねらいもある。

介護保険サービスにはそれぞれケアプランに基づいたサービス提供計画の作成が義務付けられているが、訪問入浴とともになかったのが福祉用具レンタル・販売。2012年度の報酬改定で初めて導入され、事業

所は福祉用具専門相談員は用具の利用目標や選定理由、利用時の留意点を記載する「福祉用具サービス計画」を作成することになった。福祉用具も在宅を支えるサービスの1つだが、た

ていないなどの課題が指摘されていた。12年度からサービス計画の作成が相談員に義務付けられたのはレンタルを専門的なサービスにしていく第一歩といえる。次に問われるのは内容だ。ふくせんでは福祉用具サービスの支援経路を明確にし、福祉用具専門相談員がケアマネジャーなど他職種と共通認識を持って支援できるようにするため、サービス計画のガイドラインの作成に取り組んできた。

ガイドラインでは、サービス計画書の目的である「選定の根拠の明確化」にあたり、特にアセスメントについて重視している。利



ガイドライン発表会見。中央が白澤教授

用者のニーズは心身の状況や介護環境、住環境によっても異なることから、アセスメントは自宅を訪問して行うこと、また、支援の方向性や利用者が目指す生活をケアマネジャーと共有し、ケアプランと連続性を持った福祉用具サービス計画を作成することが重要だとして、情報収集はケアマネジャーとの密接な連携によって行うことも求めている。

また、福祉用具の利用目標については、アセスメントで得られた課題解決に向け目指す生活像を具体化するなどが重要だとした。例えば、「食堂で家族と一緒に食事ができるようにする」「一人で買い物ができるようになる」などだ。この目標に対し、実現するために必要だと判断した福祉用具を品目で記載し、用具の果たす役割を端的に記載することとした。利用目標は、達成状況を検証するモニタリングにおいても重要な指標となることから、福祉用具との関係をはっきりと具体的に示すことが重要だとしている。

ガイドラインは厚生労働省の研究補助事業として作成した。同省は14日、福祉用具レンタル事業所や居宅介護支援事業所に対し、ガイドラインの活用促進を図っていく考えを示している。

ガイドラインの発表会見で、調査研究事業検討委員会でガイドライン作成にあたった白澤政和桜林林大学大学院教授は「他の介護保険サービスにはなく画期的なことだ」と話した。